



税理士法人どうめき会計

税務・会計・監査業務のご案内

月次監査業務

- ❁ 企業会計原則等の会計制度に従って、会計処理が適切になされているか、税法の規定に従った処理・判断がされているか、社長様に代わって監査し、適切な助言と指導を行います。
- ❁ 会社法・中小企業の会計指針等の処理基準に従って会計監査を実施し、同時に法人税法や消費税法などの各税法に基づいた税務監査を実施します。



会計処理・記帳代行

- ❁ 原則として、自社で帳簿を作成していただきますが、計算整理ができない場合や経理が不慣れな方でも安心していただけるサポート体制を取っています。
- ❁ 原始記録から作成可能な帳簿等については当事務所でお引き受けすることができます。
- ❁ 会計処理・記帳代行には、会計監査・税務監査が含まれます。
- ❁ 経理を改善し、会社を発展させましょう！



決算監査・税務申告業務

- ❁ 企業の社長様から税務代理権限を受任し、会計監査に基づき決算を確定し、法律に従った決算書・税務申告書等を作成し、税務代理を履行いたします。

税務代理

- ❁ 税理士は、皆様の適正な納税義務の実現のために公正中立な立場でお手伝いいたします。
- ❁ 税務代理人として、国、都府県、市町村の税務申告書を作成し、提出します。
- ❁ 様々な税務相談、経営(財務・経営法務・IT・経営戦略策定・経営改善)相談をお受けします。
- ❁ 会計の専門家として、試算表・決算書の作成をお手伝いいたします。
- ❁ 税務当局による税務調査の立会いや税務当局との交渉・折衝を行い、皆様の防衛に寄与します。



決算・申告完了時には、

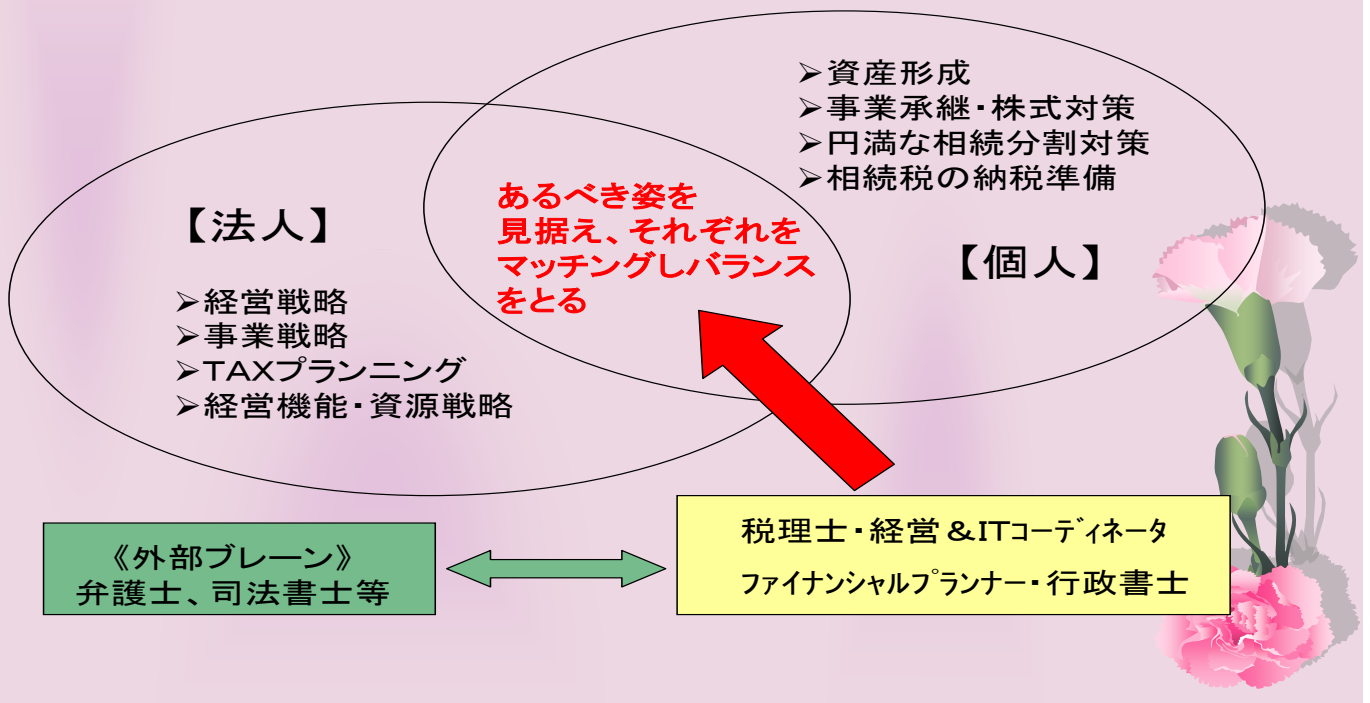
- ❁ 会社法及び中小企業会計指針に準拠した会計処理を実施し、チェックリストを作成し、お渡しています。
- ❁ 税理士の監査証明として、税理士法第33条の2に規定する書面添付を作成しています。
- ❁ 経営に役立つ経営分析資料と経営格付け・金融機関格付け結果をお知らせしています。
- ❁ 会社に必要な議事録や契約書等の経営法務書類の作成アドバイスをしています。
- ❁ 建設業の許可更新手続き、医療法人の官公庁への提出書類の作成・申請代理をしています。

(併設 百目鬼行政書士事務所)

税務は、会社だけではありません。個人の皆様にも大事なことです。

- ❖ 個人事業の発展のために、税務と会計のサポートをいたします。
- ❖ 皆様の財産を守るために、将来の生活設計をプランニングいたします。
- ❖ 長期的な財産形成のためのアドバイスをいたします。
- ❖ 財産の譲渡・贈与・相続にかかわる税務アドバイスや税務申告をお手伝いします。
- ❖ 法務アドバイザーの行政書士として相続に関する手続きについてもお手伝いします。

法人とオーナー個人の総合対策



【ご興味のある方は、お気軽にご相談ください】

税理士法人どうめき会計

税理士 百目鬼 健 司

税理士 百目鬼 正 三

税理士 小 澤 為 義

川口市上青木4丁目2番75号 Tel 048-265-3504(代)

<http://www.dohmeki-kaikai.co.jp>